

消費者ローン市場におけるアンケート分析

高山 由佳

(東京情報大学 総合情報学部情報ビジネス学科 4年)

目次

第1章 はじめに

第2章 先行研究と仮説

2.1 先行研究

2.2 仮説の提示

第3章 分析

3.1 分析の概要

3.2 「消費者金融の現在利用者」と「未利用経験者」の債務行動分析

3.3 総量規制に関する分析

第4章 考察

【参考文献】

第1章 はじめに

消費者金融市場についての研究を行った契機は、所属するゼミナールにおいて貸金市場と制度について学んだことにある。貸金市場の意義は経済的に指摘されつつも、市場の育成にはあまり注目されていない。一方で、過剰な債務を抱えた資金需要者の発生に着目され、かつ救済策も貸金市場の効率性を低下させる経済規制が主となってきた。2006年12月、多重債務対策を目的とする貸金3法（貸金業法・利息制限法・出資法）が国会を通過したが、その制度の主眼も健全な市場の育成よりも、経済規制の強化による貸金市場の縮小を政策の意図としている。ところが、多重債務問題の解決を経済規制に頼り、かつ健全な市場の育成を避けることで、資金需要者に不利益をもたらす可能性も高い。そこで、本稿では貸金分野における消費者金融市場に注目し、資金需要者である利用者の特徴を分析し、2006年の法改正が利用者に与える影響を研究していきたい。

第2章 先行研究と仮説

2.1 先行研究

貸金市場の経済的意義は広く指摘されている。例えば、晝間（2001）ⁱは消費者金融サービスが果たす経済機能を経済学の視点と消費者行動から指摘している。しかしながら、制度設計者である政府が貸金市場に経済規制を強めることで市場の効率性を低めてきた。米国の先行研究に基づいて、坂野と藤原（2002）ⁱⁱは消費者信用市場における上限金利規制の影響について検証している。また、筒井（2007）ⁱⁱⁱは利用者の双曲割引度に着目し、消費者金融利用者へのアンケート調査から金利規制が双曲割引度の高い利用者を排除できない可能性を示唆した。さらに、堂下と内田（2007）^{iv}による消費者金融の利用者へのアンケート調査では過去利用者を完済者と債務整理者に分けた上で、完済者と債務整理者を分ける決め手は何かを調査し、両グループ間の心理特性による差異に注目している。

このように、経済規制は効果が限定的であり、逆に広範な副作用を及ぼす可能性が高い。消費経済への影響として、飯田（2008）^vは2006年の貸金3法が北海道の経済成長にマイナスの影響を及ぼした点を指摘した。また、堂下（2008）^{vi}は法改正が市場に与えた影響を資金需要者の側から分析し、信用リスクが高い消費者金融利用者への資金供与機能が急速に低下し、一部の利用者が資金需要をヤミ金融や親族・友人に依存する傾向を強めている可能性を示唆した。同時に、消費者金融の申込拒絶を経験した一部の零細事業主や低所得者がヤミ金融や親族・友人から資金調達する傾向を指摘した。

一方で、多重債務問題を解決する上でカウンセリングの有効性が指摘される。晝間(2003)^{vii}は米国のカウンセリング業界を調査し、日本におけるクレジット・カウンセリング制度の有効性を議論している。

実際、英国政府は金利規制が及ぼす影響について海外調査を行い、上限金利規制の導入は市場への弊害が大きいと結論付けた。英国貿易産業省(DTI)が発表した調査報告書(2003)^{viii}によると、実施した金利規制の国際比較から、上限金利の低い国では低所得者が非合法的な金融から資金を調達する割合が高い点、一方で多重債務問題の実質的な解決に寄与していない点などを報告している。

2.2 仮説の提示

先述の通り、2006年12月に多重債務対策を目的とする貸金3法が国会を通過した。経済規制の強化を図った法改正の主なポイントは、①上限金利を年利29.2%から20%に引き下げる、②審査時に源泉徴収票等の提出を義務付け、個人年収の3分の1を超える貸金業者からの借入を原則禁止する(総量規制)という点にある。これらは遅くとも2010年に施行される予定であるが、これを見越して貸金業者は与信基準の厳格化を進め、相対的にリスクの高い顧客層への資金供与量が急減している^{ix}。法改正議論の当時、楽観的な見通しが一般的であったが、最近ではマスコミでも法改正による副作用を危惧し始めている^x。

このように今後、上限金利の引下げと総量規制の実施は消費者金融市場の効率性を低下させるだけでなく、信用リスクの高い資金需要者を市場から排除する可能性が高い。特に、総量規制の実施はつなぎ資金で消費者金融を利用する零細事業主や家族構成員の多い世帯が必要な資金の調達を妨げる可能性が高い。そこで本稿では、規制の副作用を検証するために、以下の2つの仮説を提示する。

【仮説1】 上限金利の引き下げは、経済的弱者の借入を制限する

【仮説2】 総量規制の導入は、個人年収の低い人の借入を制限する

仮説の検証に当たり、2006年に収集されたサンプルを利用する。詳細は後述するが、アンケート調査で収集したサンプルを、①消費者金融の現在利用者、②消費者金融の過去利用者、③消費者金融の未利用経験者という3つのグループに分けて、上限金利の引下げと総量規制の実施が資金需要者に与える影響について分析する。

第3章 分析

3.1 分析の概要

分析で用いるデータは法改正の影響を受ける前に抽出されたサンプルとする。そこで、本研究では堂下と内田が「消費者のローン利用に関するアンケート分析」として2007年に学会報告した際のサンプル（データの収集時期は2006年5月。詳細は後述）を利用し、「消費者金融の現在利用者」の債務行動を、消費者金融の「未利用経験者」のデータと判別比較しながら統計的に解析した。また、本章の後半では総量規制の影響を最も受ける専業主婦の債務行動を分析するために、先に分析対象となった「消費者金融の現在利用者」と「未利用経験者」から専業主婦を抽出して、比較調査した。

なお、調査の実施主体である堂下と内田から提供されたサンプルのデータ概要は下記の通り。

- ・ 調査対象者：インターネット調査会社に登録している20歳以上のモニター
- ・ 調査方法：インターネットのアンケート調査。対象者にメールで協力依頼を行い、アンケートの回答をインターネットで受け付ける手法。回答者の上限は設けず、期間中は全員が回答可能とした
- ・ 調査期間：2006年5月15日（月）～5月24日（水）

また、サンプルを定義づけられた幾つかのグループに分類した上で、グループ間での比較を行うための解析の方法として線形判別関数分析を実施した。判別分析の実施にあたりステップワイズ法により説明変数の選択を行った。

3.2 「消費者金融の現在利用者」と「未利用経験者」の債務行動分析

3.2.1 使用するサンプルと判別グループの定義

「消費者金融の現在利用者」と「未利用経験者」のグループを作成するために、以下に当てはまるデータの抽出を行う。

- i) 「現在消費者金融の借入がある」又は「消費者金融の借入がない」
- ii) 有職者（パート／アルバイトも含む）
- iii) 個人年収のある者

最終的に i) の抽出基準でフラグを立てた上で、それぞれ 2000 サンプルを無作為抽出し、最終的に「消費者金融の現在利用者」グループ (A 群) と「未利用経験者」グループ (B 群) を作成した。

なお、本節の分析では「過去に借りていたが、現在は無い」と回答した人は「消費者金融の過去利用者」として調査対象から除外する。これは「消費者金融の現在利用者」(A 群) の特徴を明確化するための処置である。

3.2.2 判別分析による結果

消費者金融利用者の債務行動を把握するために、「消費者金融の現在利用者」(A 群) と「未利用経験者」(B 群) で判別分析を行った。

図表 3-5 が標準化された判別係数を「消費者金融の現在利用者」(A 群) と「未利用経験者」(B 群) をグループ別に降順で並べた結果である。得られた判別式の精度は 83.9% と概ね良好である。なお、標準化された関数では符号が「プラス」の場合は利用者要因、「マイナス」の場合は未利用経験者要因が強いとされる

次に、係数の符号と判別規則、およびクロス集計の結果から、「消費者金融の現在利用者」(A 群) と「未利用経験者」(B 群) を抽出すると、図表 3-1 の通り。表中、標準化された係数のうち判別に強い影響力を与える上位 5 つの変数は下線を引いたイタリック文字で記載されている。

なお、分析対象とした心理因子とその定義に関しては、図表 3-2 に示す。

図表 3-1 「消費者金融の現在利用者」(A群)と「未利用経験者」(B群)の特徴

	「消費者金融の現在利用者」(A群)	「未利用経験者」(B群)
心理特性	社会的向性が高い	対処様式が高い、 ソーシャルサポート資源が高い、 思考的向性が高い
性別	<u>男性</u>	
居住地域	北海道、東北、九州沖縄	
職業	経営者・役員	会社員、公務員、 団体職員
子供		長子大学・短大・院生、 長子その他
結婚		結婚している
住居形態		<u>持ち家</u>
年収		100万円台
預貯金額	<u>貯金なし、貯金1~9万円、 貯金10~49万円</u>	
家計管理者	その他	
住宅ローン	利用経験なし	
親族・友人からの借入		利用経験なし
クレジットキャッシング	<u>現在残高あり</u>	<u>利用経験なし</u>
銀行ローン		<u>利用経験なし</u>
自動車ローン	現在残高あり	
消費者金融と銀行の共同 出資会社		<u>利用経験なし</u>
不動産担保ローン		利用経験なし
公的基金や奨学金		現在残高あり
突発的資金ニーズ (1~10万未満)		なし
突発的資金ニーズ (10~20万未満)		<u>なし</u>
突発的資金ニーズ (20~50万未満)		なし
突発的資金ニーズ (50~100万未満)	あり	

注意：表中、標準化された係数のうち判別に強い影響力を与える上位5つの変数は下線を引いたイタリック文字で記載されている。

図表 3-2 本分析で使用された心理因子

自己統制力	自らの行動をコントロールする力の強さを指し、高点群には「忍耐強い」「慎重」
思考的向性	物事を考える際の態度を指し、高点群には「熟考的」「計画的」
社会的向性	他者に対する際の態度を指し、高点群には「社交的」「人間好き」
対処様式	困難に直面した際の処理の態度を指し、高点群には「積極的」「効果的対処」
ソーシャルサポート資源	その人のもつ周囲の支援ネットワークを指し(調査では特に情緒的側面に絞られている)、高点群は「豊富」

図表 3-1 の「消費者金融の現在利用者」(A 群) と「未利用経験者」(B 群) を判別する特徴として、以下の 5 つを挙げる。

①心理特性に関する特徴

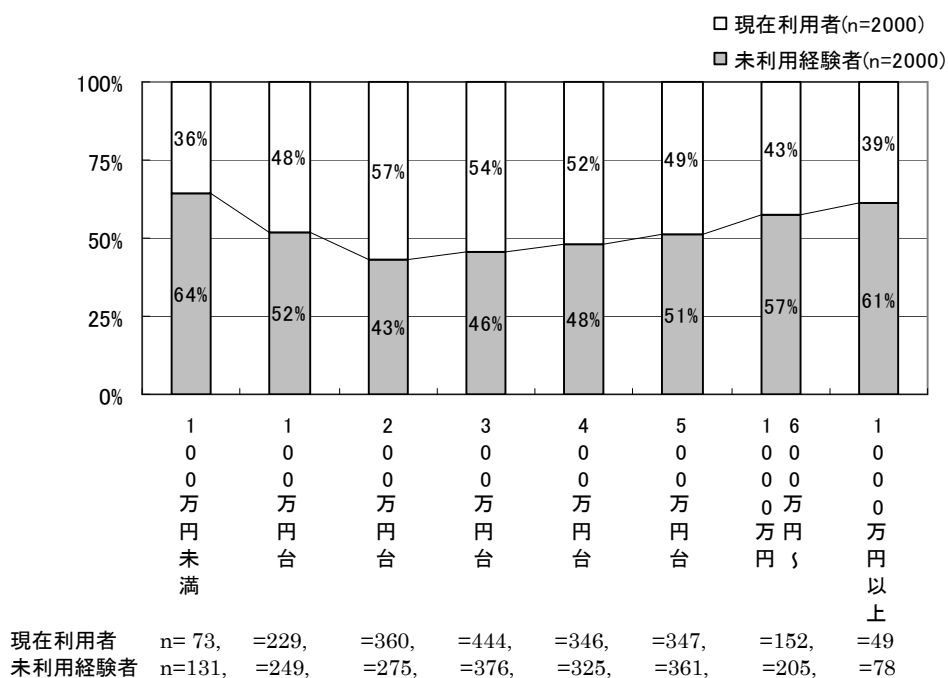
心理特性として、「消費者金融の現在利用者」(A 群) の社会的向性は高い。つまり、消費者金融の現在利用者には社会的な人間が多いと推測できる。

②職業や年収に関する特徴

「消費者金融の現在利用者」(A 群) の特徴として「経営者・役員」があがる。該当サンプル数から、大半が中小零細企業の経営者・役員と考えられ、収入が不安定であり、事業資金として消費者金融を利用している可能性が示唆される。一方、「未利用経験者」(B 群) では「会社員」、「公務員」、「団体職員」といった比較的収入が安定している職業が特徴としてあがっている。

また、年収において「100 万円台」という極端な低所得者の変数が「未利用経験者」(B 群) であがった。つまり、極端な低所得者は消費者金融のローン申込みに拒絶された結果、消費者金融の未利用経験者となっている可能性がある。そこで、「消費者金融の現在利用者」(A 群) と「未利用経験者」(B 群) の個人年収の割合を年収別に示した(図表 3-3)。

図表 3-3 「消費者金融の現在利用者」(A 群) と「未利用経験者」(B 群) における個人年収別の利用割合



図表 3-3 によると、「消費者金融の現在利用者」(A 群)の割合は個人年収 200 万円～400 万円台で高いことが分かる。すなわち、個人年収 500 万円以上では消費者金融を利用する頻度が低くなることで、「未利用経験者」(B 群)の割合が高い。一方で、個人年収 200 万円未満では、消費者ローンのニーズはあるものの、消費者金融会社に申し込んで拒絶された可能性が高い。これは現行の上限金利規制が低所得者の借入れを制限している可能性を示唆する。したがって、上限金利規制が強化されることで、資金供与の所得下限が相対的に上がるものと予測される。

さらに、「消費者金融の現在利用者」(A 群)の特徴として、都会との経済格差が顕著な「北海道」、「東北」、「九州・沖縄」があがっている点も注目される。

③保有する資産に関する特徴

預貯金額については、「消費者金融の現在利用者」(A 群)の預貯金額が低い。つまり、何らかの理由で預貯金のない人が、突発的に遭遇した資金需要に対して消費者金融からのローンで賅っている。

一方、「未利用経験者」(B 群)では居住形態として「持ち家」があがり、未利用経験者が一定の資産を有することを示す。

④保有する負債に関する特徴

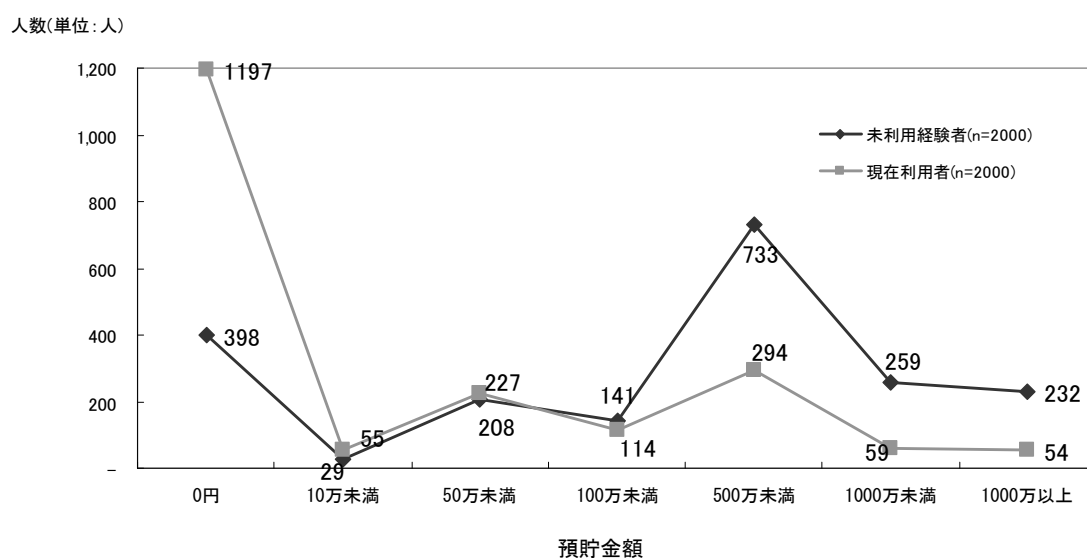
「消費者金融の現在利用者」(A 群)では「クレジットキャッシング」や「自動車ローン」があがっているが、「未利用経験者」(B 群)は「公的基金や奨学金」といったローン以外の利用経験が総じて低く「利用していない」が出ている。

⑤突発的な資金ニーズに関する特徴

「消費者金融の現在利用者」(A 群)には比較的高額な「突発的資金ニーズ(50 万～100 万未満)」の経験があるのに対して、「未利用経験者」(B 群)では総じて突発的資金ニーズの経験がない。すなわち、上記の「③保有する資産に関する特徴」でも述べたが、預貯金を何らかの理由で取り崩した人が突発的な資金ニーズに遭遇した結果、「消費者金融の現在利用者」(A 群)は消費者金融を利用した。一方で、預貯金を有する人は突発的な資金ニーズに遭遇しても対処できることから、「未利用経験者」(B 群)となっている可能性が示される。

そこで、突発的な資金ニーズと預貯金額の関係を見る。図表 3-4 は「消費者金融の現在利用者」(A 群)と「未利用経験者」(B 群)における預貯金額の分布を示したものである。図表 3-4 から、「消費者金融の現在利用者」(A 群)の多くが預貯金額ゼロであることがわかり、こうした預貯金に関する特徴が判別分析に強い影響をもたらしたと理解される。すなわち、「消費者金融の現在利用者」(A 群)と「未利用経験者」(B 群)を特徴づける預貯金額分布の極端な相違と、突発的な資金需要の経験を併せて考えることで、消費者金融利用者の債務行動を大まかながら把握できる。

図表 3-4 「消費者金融の現在利用者」(A 群)と「未利用経験者」(B 群)における預貯金額の分布



以上を鑑みると、①の心理特性の結果から上限金利規制は社会的向性に代表される心理的に未熟な利用者を消費者金融市場から排除できるものの、②~⑤の経済・家計の結果から、資金需要者において発生した返済の可能な合理的な資金ニーズに対して、資金の供与機能を低下させる可能性が危惧される。そして、判別分析の結果(図表 3-5)を見ると、心理特性に関する変数よりも経済・家計の変数の方が相対的有意に出現していることから、前者の効果よりも後者の副作用が大きいと判断される。

図表 3-5 標準化された正準判別関数係数（「消費者金融の現在利用者」(A 群) VS. 「未利用経験者」(B 群)）

(a) 「消費者金融の現在利用者」(A 群)

変数	標準化係数
<u>貯金なし</u>	0.4926
<u>現在クレジットキャッシング残高あり</u>	0.2845
<u>貯金 10～49 万円</u>	0.2074
<u>男性</u>	0.1378
<u>貯金 1～9 万円</u>	0.1258
現在自動車ローンなど残高あり	0.1156
貯金 50～99 万円	0.1097
突発資金ニーズあり(50～100 万未満)	0.0913
貯金 100～499 万円	0.0850
北海道	0.0673
住宅ローン利用経験なし	0.0663
家計管理:配偶者	0.0653
社会的向性	0.0558
九州沖縄	0.0518
経営者・役員	0.0485
小遣い 50,000～99,999 円	0.0480
東北	0.0433
長子中学生	0.0411
家計管理:その他	0.0392

(b) 「未利用経験者」(B 群)

変数	標準化係数
<u>クレジットキャッシング利用経験なし</u>	-0.278
<u>消費者金融と銀行の共同出資会社からの借入経験なし</u>	-0.251
<u>銀行ローン利用経験なし</u>	-0.188
<u>突発資金ニーズなし(10～20 万未満)</u>	-0.171
<u>持ち家</u>	-0.141
結婚している	-0.120
親族借入経験なし	-0.097
公務員	-0.092
会社員	-0.084
思考的向性(高い→良い)	-0.084
突発資金ニーズなし(1～10 万未満)	-0.081
現在公的基金や奨学基金の借入残高あり	-0.073
団体職員	-0.064
ソーシャルサポート資源	-0.063
対処様式	-0.062
不動産担保ローン利用経験なし	-0.060
突発資金ニーズなし(20～50 万未満)	-0.052
過去銀行ローン残高あり	-0.052
長子大学・短大・院生	-0.051
年収 100 万円台	-0.043
長子その他	-0.035
年収 400 万円台	-0.033

注意：表中、標準化された係数のうち判別に強い影響力を与える上位 5 つの変数は下線を引いたイタリック文字で記載されている。

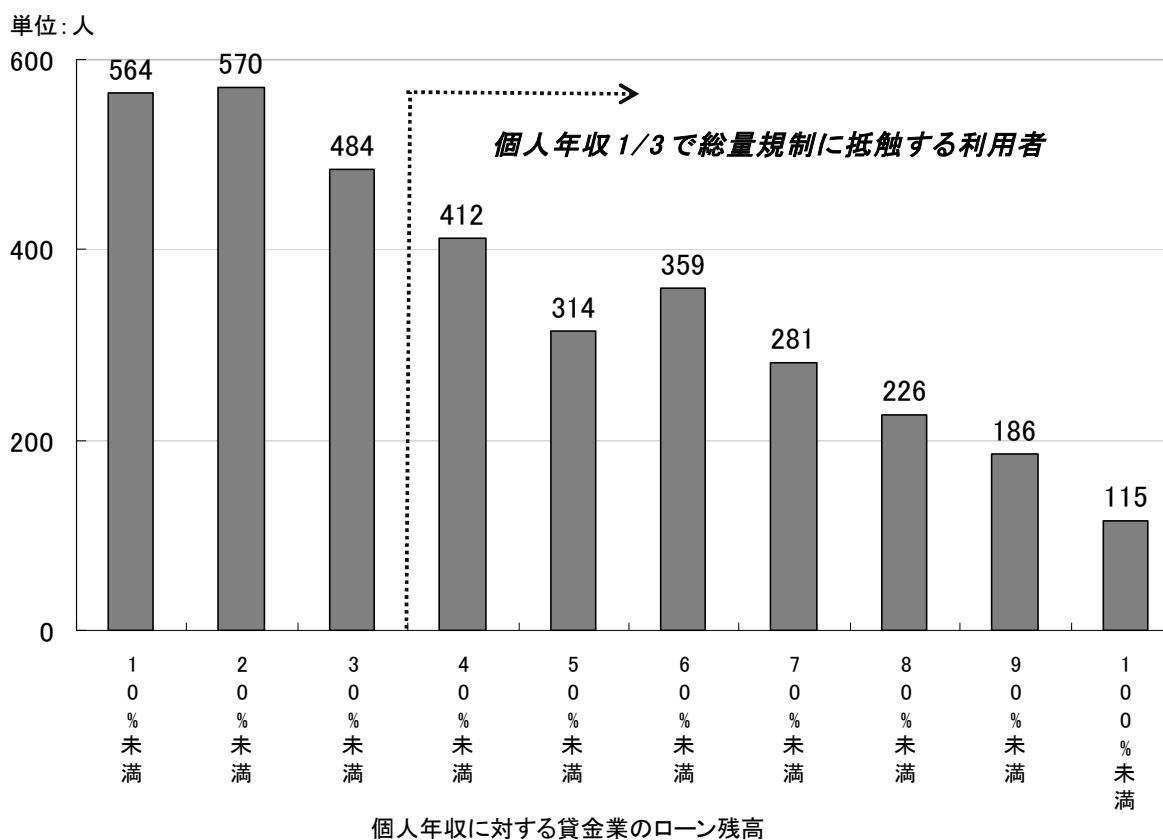
3.3 総量規制に関する分析

3.3.1. 総量規制が市場に与える影響分析

貸金業法では、個人年収の3分の1を超える貸金業者からの借入を原則禁止する総量規制が導入された。米、英、独、仏といった先進国で導入されたことがない制度である。しかし、導入される個人年収の3分の1という基準に関する合理的な説明もないため、総量規制の効果と副作用への懸念が色々と出されている。福井（2008）^{xi}は総量規制を「法と経済学」の視点から懸念している。

そこで、本稿では2006年時点における消費者金融の現在利用者のサンプルを用いて、「総量規制」により個人年収の3分の1を超える利用者が現在利用者に占める割合を算出した。図表3-6に、個人年収に対する貸金業のローン残高比率（横軸）と回答者数（縦軸）の関係を示した。なお、ローン残高比率とは（住宅ローンを除く不動産担保ローン+消費者金融残高+クレジットキャッシング残高+消費者金融と銀行の共同出資会社からの借入残高）÷個人年収によって計算された。

図表 3-6 個人年収に対する貸金業ローンの残高比率（横軸）と回答者数（縦軸）の関係（n=3,511）



図表 3-6 の分布形状から、個人年収の 3 分の 1 という基準は市場の実勢を反映して設置されたとは考え難い。さらに、消費者金融利用者の少なくとも 5~6 割の利用者が総量規制の個人年収 3 分の 1 基準に抵触するという集計結果が示された。

この分析結果は他の調査との一致を見る。NTT データ経営研究所 (2007) ^{xiii} は消費者ローン利用者のうち 41% が世帯年収の 3 分の 1 を超えた借入残高を抱え、総量規制に抵触すると報告した。また、堂下 (2007) ^{xiiii} は 2007 年 5 月調査のデータを用いて、個人年収ベースで総量規制の抵触者を消費者金融の現在利用者の 5 割以上と推計した。

本稿での分析結果を見ても、消費者金融の現在利用者における 40%~60% 程度が総量規制に抵触すると考えて良い。

3.3.2. 専業主婦への影響分析

(1) 専業主婦への借入制限

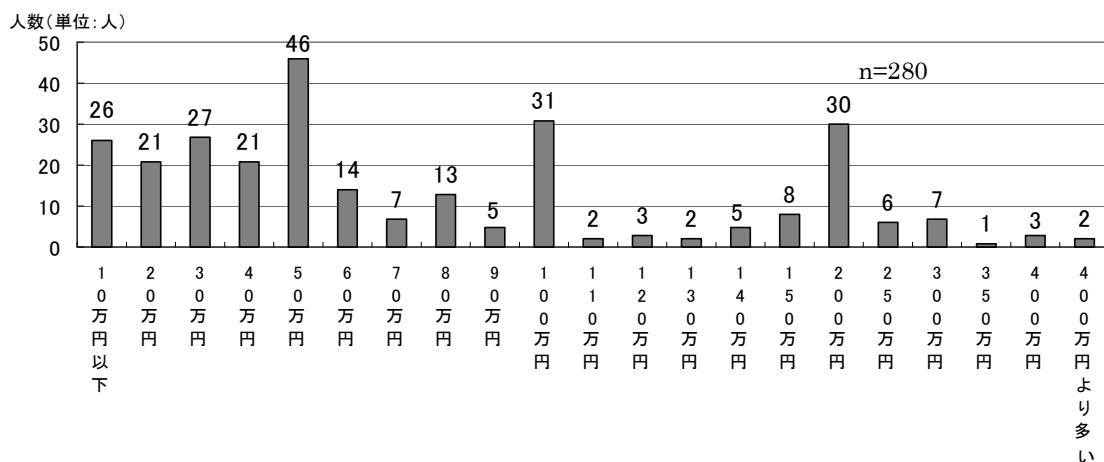
貸金業法における総量規制の考え方として、専業主婦を無収入者に位置付けた上で、自らのみの意思をもって借入を行うことを制限した。こうした考え方は専業主婦という存在が夫の了解なくしては何ら経済行為が為しえないものとしたと解される。しかし、専業主婦は世帯で家計管理者として債務の部分を含めて、世帯支出の裁量に大きな権限を有しているのが実態であろう。そこで、以下では総量規制が専業主婦に与える影響を分析する。

(2) 専業主婦による消費者金融利用の実態

まず分析対象サンプルから専業主婦を抽出した。ここで、専業主婦の定義を明確化するために、専業主婦を「職業：専業主婦」かつ「個人年収：ゼロ」の者と定義する。その結果、専業主婦において消費者金融を利用する割合は 10% 程度と推計された。すなわち、大まかな推計であるが、個人年収を有しない専業主婦の 10% 程度が総量規制の影響を受けることとなる。

次に、専業主婦における消費者金融の現在利用者による消費者金融の利用行動を把握するために、その残高分布を調べた。図表 3-7 に専業主婦における消費者金融の現在利用者による消費者金融残高を示した。総量規制では専業主婦の借入は不可能となるが、現実の利用残高は広く分布する。少額の残高側に分布が偏る傾向があるが、残高 200 万円~300 万円に分布の山が見られる。

図表 3-7 「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C 群) の消費者金融残高の分布



(3) 専業主婦における消費者金融現在利用者と未利用経験者の分析

そこで、専業主婦による消費者金融の債務行動を把握するために、「専業主婦の消費者金融の現在利用者」グループ(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」グループ(D群)について判別分析を行った。ここで、「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)として「職業:専業主婦」かつ「個人年収:ゼロ」の者とする定義を踏襲する¹。

図表 3-11 は標準化された判別関数の係数を「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)ごとに降順で並べた結果である。得られた判別式の精度は 84.0%と、概ね良好である。なお、標準化された関数では符号が「プラス」の場合は利用者要因、「マイナス」の場合は未利用経験者要因が強いとされる。

次に、係数の符号と判別規則、およびクロス集計の結果から、「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)の特徴を抽出すると図表 3-8 の通り。ここで表中、標準化された係数のうち判別に強い影響力を与える上位 5 つの変数は下線を引いたイタリック文字で記載されている。なお、上位 5 つのうちクロス集計により矛盾があるものは記載せず、下位については繰上げをしないこととする。

図表 3-8 の「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)の特徴として、先の「消費者金融の現在利用者」(A群)と「未利用経験者」(B群)の判別結果(図表 3-1)と比べ、判別の特徴として残る変数の数が減少し、一方で残された変数の説明力が上昇した点が挙げられる。すなわち、「専業主婦の消費

¹ 分析可能な「職業:専業主婦」かつ「個人年収:ゼロ」を満たす消費者金融の現在利用者は 2000 サンプルに満たないので、ここでは判別分析に 300 サンプルを投入した。

者金融の現在利用者」(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)を判別する特徴は特定の変数に絞られ、特定の変数が色濃く両者を特徴づけると考えられる。

図表 3-8 「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)の特徴

	「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)	「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)
心理特性	社会的向性が高い	ソーシャルサポート資源が高い、
居住地域	東北、九州沖縄	
配偶者職業	自営業・派遣社員	公務員
子供		長子大学・短大・院生、
住居形態		<u>持ち家</u>
預貯金額	<u>貯金なし</u> 、貯金1～9万円、 <u>貯金10～49万円</u>	
家計管理者	配偶者、その他	
小遣い	小遣い0円	
親族・友人からの借入	現在残高あり、 <u>過去残高あり</u>	
クレジットキャッシング	<u>現在残高あり</u> 、過去残高あり	
銀行ローン		利用経験なし
自動車ローン	<u>現在残高あり</u>	
消費者金融と銀行の共同出資会社		<u>利用経験なし</u>
突発的資金ニーズ(10～20万未満)		<u>なし</u>
突発的資金ニーズ(20～50万未満)	あり	

注意：表中、標準化された係数のうち判別に強い影響力を与える上位5つの変数は下線を引いたイタリック文字で記載されている。

また、他の「専業主婦の消費者金融の現在利用者」と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」の判別結果の特徴を整理すると下記の通り。

・「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)の特徴：

現在利用者の特徴として、①「貯金なし」、「貯金1～9万円」、「貯金10～49万円」といった低預貯金者、②「クレジットキャッシング現在借入あり」、「自動車ローン現在あり」、「親族・友人からの借入があった」さらに「親族・友人からの借入がある」など家計に負債が多い世帯。

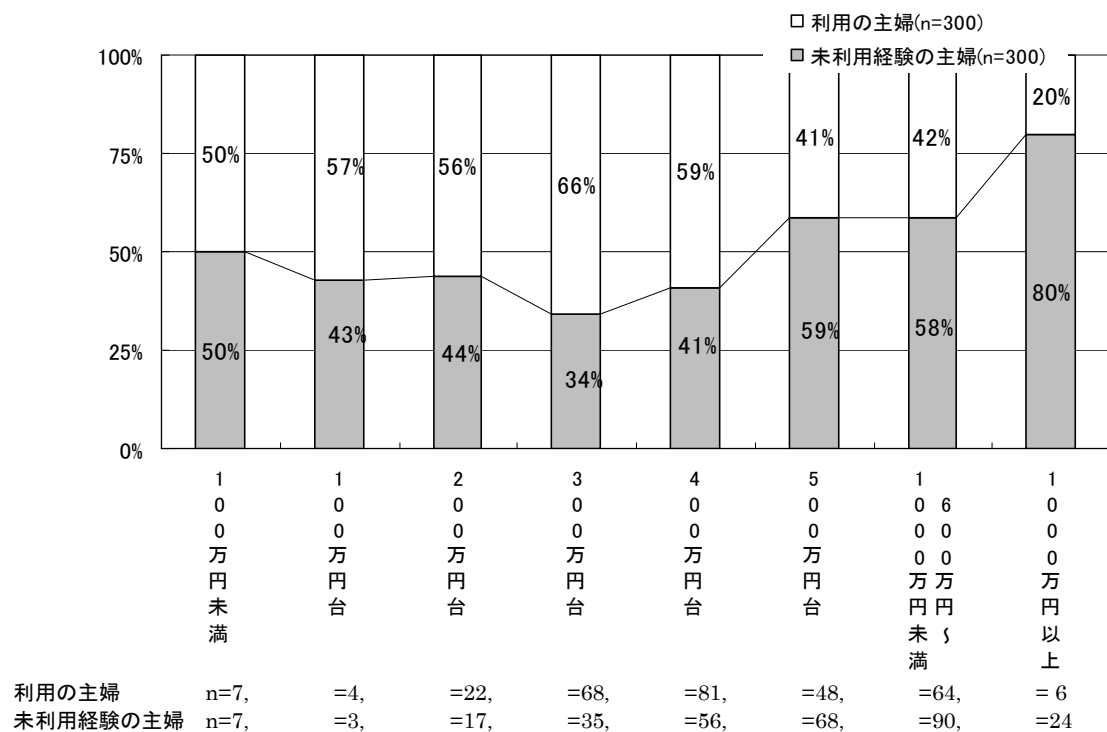
・「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)の特徴：

未利用経験者の特徴として、①配偶者は「公務員」に代表される収入の安定的な職業、②「持ち家」などの一定の資産を有する、③「銀行ローン利用経験なし」など家計に余裕がある世帯。

さらには、「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)の心理特性では、先の「消費者金融の現在利用者」(A群)と「未利用経験者」(B群)の判別結果と比べ、出現した変数の数は減少した。つまり、専業主婦が消費者金融を利用する背景として、心理的要因は弱く、むしろ経済・家計的要因が強いと考えられる。

そこで、分析対象となった専業主婦の世帯年収の割合を年収別に表した(図表3-9)。先の「消費者金融現在利用者」と「未利用経験者」の分析結果である図表3-3と比較すると、異なる点が幾つか見つかる。①「消費者金融現在利用者」(A群)で最も利用者の割合が高くなる個人年収は200万円台であったが、「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)の場合は世帯年収300万円台である、②低い年収層において「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)は「消費者金融現在利用者」(A群)よりも利用者割合が高い、③逆に高い年収層において「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)は「消費者金融現在利用者」(A群)よりも利用者割合が低い。

図表 3-9 「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C群)と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D群)の世帯年収別の利用者割合



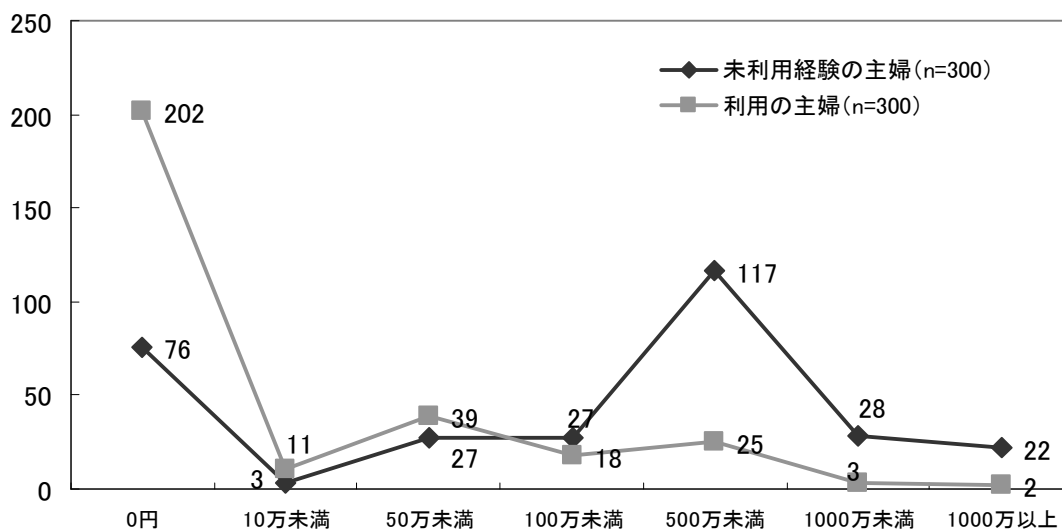
すなわち、高い世帯所得の専業主婦は消費者金融を利用する頻度は低いものの、一定の世帯所得（400万円台）よりも低くなると、専業主婦が消費者金融を利用する割合が高くなる。また、専業主婦は世帯年収が低くとも、借入が可能である点も注目される。一般に、貸金業者は専業主婦がパートやアルバイトに働き始めることで、個人年収が現在ゼロであっても少額の与信供与を可能と考えているのだろう。

次に、「専業主婦の消費者金融の現在利用者」（C群）と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」（D群）の預貯金額を調べた（図表3-10）。先の「消費者金融現在利用者」（A群）と「未利用経験者」（B群）の分析結果である図表3-4と比較すると、高預貯金額では「専業主婦の消費者金融の現在利用者」（C群）は「消費者金融現在利用者」（A群）に比べ利用者の割合が低くなる。

以上、専業主婦が消費者金融を利用する背景は、1) 低い世帯年収の専業主婦は家計のキャッシュフローを平準化するために機動的に利用している、2) 世帯年収が一時的に低下した場合、専業主婦本人がアルバイトやパートに出ることを前提に利用している。一方で、3) 多重債務の原因となる心理的に未熟な利用者は専業主婦の利用者の中に少ない、という可能性も示された。しかしながら、総量規制の導入は専業主婦の借入制限を大きく制限する制度であり、低所得者および低預金者の家計行動に大きな影響を及ぼすと想像できる。

図表 3-10 「専業主婦の消費者金融の現在利用者」（C群）と「専業主婦の消費者金融未利用経験者」（D群）における預貯金額の分布

人数(単位:人)



図表 3-11 標準化された正準判別関数係数（「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C 群) VS. 「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D 群)）

(a) 「専業主婦の消費者金融の現在利用者」(C 群)

変数	標準化係数
<u>現在クレジットキャッシング残高あり</u>	0.5734
<u>貯金なし</u>	0.4550
<u>貯金 10～49 万円</u>	0.2404
<u>現在自動車ローンなど残高あり</u>	0.2064
<u>過去親族借入あり</u>	0.1772
過去クレジットキャッシング残高あり	0.1616
家計管理：配偶者	0.1502
突発資金ニーズあり(20～50 万未満)	0.1350
貯金 50～99 万円	0.1309
配偶者：自営業	0.1263
小遣い 0 円	0.1258
東北	0.1212
社会的向性	0.1208
貯金 1～9 万円	0.1169
九州沖縄	0.1123
中部	0.1010
配偶者：派遣社員	0.0959
現在親族借入あり	0.0938
家計管理：その他	0.0857

(b) 「専業主婦の消費者金融未利用経験者」(D 群)

変数	標準化係数
<u>持ち家</u>	-0.240
<u>突発資金ニーズなし(10～20 万未満)</u>	-0.228
<u>消費者金融と銀行の共同出資会社からの借入経験なし</u>	-0.200
世帯年収 200 万円台	-0.156
過去その他金融機関（農協など）からの借入残高あり	-0.143
ソーシャルサポート資源	-0.130
銀行ローン利用経験なし	-0.129
配偶者：公務員	-0.118
長子大学・短大・院生	-0.096

注意：表中、標準化された係数のうち判別に強い影響力を与える上位 5 つの変数は下線を引いたイタリック文字で記載されている。なお、上位 5 つのうちクロス集計により矛盾があるものは記載せず、下位については繰上げをしないこととする。

第4章 考察

最後に、本章では第3章の分析結果から、第2章で提示した仮説を検証したい。

先ず、「消費者金融の現在利用者」(A群)と「未利用経験者」(B群)の分析結果から、上限金利規制は、心理的に未熟な利用者を消費者金融市場から排除できるものの、一方で、返済の可能な合理的な資金ニーズに対して、市場における資金の供与機能を低下させる可能性が危惧される。判別分析を総合的に考えると、前者の効果よりも、後者の副作用が大きいと判断される。したがって、「上限金利の引き下げは、経済的弱者の借入を制限する」(仮説1)は肯定される。特に、低所得者、低預貯金者、そして収入の不安定な零細事業主、といった利用者の借入を制限する可能性が高い。

また、総量規制の影響に関する分析から個人年収の3分の1という基準は市場の実勢を反映して設置されたとは考え難い。さらに、消費者金融利用者の少なくとも5~6割の利用者が総量規制の個人年収3分の1基準に抵触するという集計結果が示された。

さらに総量規制の導入は、個人年収のない専業主婦の借入を明らかに制限する。家計簿を預かる専業主婦は機動的に消費者ローンを利用して、世帯の資金繰りを能動的に管理している。特に、世帯年収の低い専業主婦ほど消費者ローンの利用率は高い。専業主婦は一般的に個人年収がゼロであるが、配偶者の収入が悪化した場合、専業主婦本人がパートやアルバイトに出ることで、一定の返済力を有する。そもそも、本来世帯収入に基づいて考えるべき資金需要者の収支状況や返済能力を個人年収のみで判断することは無理であろう。

したがって、「総量規制の導入は、個人年収の低い人の借入を制限する」(仮説2)は肯定される。特に、本分析では専業主婦の10%程度が消費者金融を利用していると推計されることから、総量規制の導入による専業主婦への借入制限の影響が強く危惧される。

ところで、筆者は本研究を実施するに先がけ2005年から実施された金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」の議事録を読んだ。その過程で、消費者金融市場の一般的な利用者の分析に関する議論が大きく欠落している点に気が付いた。また、当時の新聞報道を併せて読むと、貸金業に対する感情的な空気が議事に影響を及ぼしていると感じた。本稿の分析結果を見ると、法改正は一定の効果は期待できるが、科学的検証が欠けた法改正は貸金市場に無用な規制を与え、逆に経済的弱者の経済活動を大きく制限してしまう危険性も読み取れた。

【参考文献】

- i 晝間文彦「消費者金融の経済的意義」早稲田大学消費者金融サービス研究所, 2001年 (IRCFS01-001)
- ii 坂野友昭, 藤原七重「消費者信用市場における上限金利規制の影響」早稲田大学消費者金融サービス研究所, 2002年 (IRCFS02-005)
- iii 筒井義郎「経済教室」『日本経済新聞 (朝刊)』日本経済新聞社, 2007年6月15日
- iv 堂下浩, 内田治「消費者のローン利用に関するアンケート分析」『消費者金融サービス研究学会年報』, 2007年
- v 飯田隆雄「上限金利規制後の消費者金融サービス」消費者金融サービス研究学会 (第9回全国大会), 2008年11月22日
- vi 堂下浩「貸金3法改正後の課題」『月刊公明』公明党機関誌委員会, 2008年9月号
- vii 晝間文彦「アメリカにおけるクレジット・カウンセリング事業の現状と問題点」早稲田大学消費者金融サービス研究所, 2003年 (IRCFS03-001))
- viii 英国貿易産業省 (DTI)「英国、米国、フランス、ドイツにおける金利規制の影響」, 2004年8月
- ix 「くすぶる4月危機」『日経ビジネス』日経BP社, 2008年3月24日号
- x 「漂流ニッポン アリバイ行政卒業」『日本経済新聞 (朝刊)』日本経済新聞社, 2008年4月16日
- xi 福井秀夫「貸金規制は何をもたらしたか」『ファイナンシャルコンプライアンス』銀行研修社, 2008年8月号
- xii 佐藤哲士「消費者ローン利用者・利用経験者の借入に関する意識調査」NTTデータ経営研究所, 2007年11月6日
- xiii 堂下浩「貸金業法が資金需要者を窮地に追い込む」『週刊ダイヤモンド』ダイヤモンド社, 2007年11月24日号